

「北海道水資源の保全に関する条例」に係る 施行状況の検討結果

平成30年1月

北海道総合政策部政策局土地水対策課

目次

1	検討の根拠	1
2	検討の視点	1
3	検討の方法	1
4	検討の結果	1
	（1）水資源保全地域の指定	1
	（2）土地に関する権利の移転等の届出（事前届出制）	4
	（3）普及啓発の取組	6
5	水資源保全推進事業（交付金事業）の状況	6
6	今後の取組の方向性	7
	（1）地域指定の拡大に向けた取組	7
	（2）土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組	7
	（3）水資源保全推進事業（交付金事業）の取組	8
	関係資料	9

北海道水資源の保全に関する条例

北海道水資源の保全に関する条例の施行から平成29年4月で5年が経過したことから、これまで推進してきた施策の取組状況について、次のとおり検討状況を取りまとめた。

1 検討の根拠

北海道水資源の保全に関する条例 附則2

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 検討の視点

北海道水資源の保全に関する条例に基づく次の施策の施行状況について、課題及び今後の取組の方向性を検討。

- (1) 水資源保全地域の指定
- (2) 土地に関する権利の移転等の届出（事前届出制）
- (3) 普及啓発の取組

3 検討の方法

- (1) 振興局・市町村を対象に水資源保全地域の指定状況、事前届出の履行状況に関する調査（現地調査を含む）
- (2) 市町村、関係団体、土地所有者等を対象に条例に基づく取組に関する意見聴取（アンケート形式）
- (3) 北海道水資源保全審議会委員からの意見聴取

4 検討の結果

- (1) 水資源保全地域の指定
（取組状況等）

- ・ 本条例では、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域を水資源保全地域として指定し、この地域内で土地取引行為[※]を行おうとする場合は事前に届出することにより土地所有者を把握し水資源保全地域の適正な土地利用を図ろうとするものであり、平成24年度から28年度までの5年間で、水資源保全地域を指定した市町村数は59市町村、指定した水資源保全地域数は175地域、水資源保全地域の面積は121千ヘクタールとなっている。

[※] 土地の売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡など。（以下本書内同じ）

表 1 水資源保全地域の指定状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

振興局名	管内市町村数	市町村数	地域指定数	面積(ha)
空 知	24	4	3	1,971
石 狩	8	3	9	22,673
後 志	20	14	49	20,988
胆 振	11	6	20	9,732
日 高	7	—	—	—
渡 島	11	6	25	27,058
檜 山	7	—	—	—
上 川	23	9	22	7,108
留 萌	8	1	2	9,754
宗 谷	10	2	4	5,313
オホーツク	18	2	2	759
十 勝	19	6	14	3,441
釧 路	8	5	24	11,815
根 室	5	1	1	326
合 計	179	59	175	120,938

- ・ 道内市町村等が管理する取水施設は 9 1 2 箇所確認でき、そのうち、これまでに指定した 1 7 5 地域に係る取水施設は 2 0 5 箇所となっている。
 なお、9 8 市町村 6 9 0 箇所の取水施設については、
 - ・ 取水施設周辺の土地は全て又はほとんどが国有地、公有地である。
 - ・ 取水施設周辺の土地に民有地を含むが、土地所有者は特定の個人（法人）であり、転売される心配がない。
 - ・ 取水施設周辺は大部分がへき地や山岳地域であるため、大規模開発目的の土地売買は想定されない。
 などの理由から、現時点においては、市町村からの提案は予定されていない。
- ・ 調査において、平成 2 9 年度以降の指定に向けて検討を進めている市町村を対象に、取水施設周辺の現状を確認した結果、今後指定が見込まれる地域は、1 1 市町村 1 6 地域（取水施設数 1 7 箇所）となった。
- ・ また、提案に当たっての課題など検討状況を聴取した結果、多くの市町村

では、検討の初期段階であり、情報の整理や収集の段階にあるが、表流水を水源とする地域では指定に係る対象区域が広大となり、指定検討区域が複数の市町村にわたるなど、市町村間での調整が必要となっている。

表 2 取水施設数等の状況

(平成 29 年 11 月末現在)

区 分	取水施設所在市町村数及び施設数 (A)	指定済数 (B)	指定予定なし数 (C)	今後指定予定数(D) (A)-(B)-(C)	今後指定予定数(D)の内訳	
					うち初めて地域を指定する市町村分 (新規指定)	地域を追加指定する市町村分 (追加指定)
市町村	164	59	98	7	7	(4)
取水施設	912	205	690	17	10	7

注) 道内 179 市町村のうち 15 市町村は、水道企業団等からの供給を受けており取水施設を有していないため、取水施設を有する市町村は 164 市町村となる。

- 水資源保全地域の指定制度については、地域指定のある 60 市町村※、関係団体、森林組合及び農業委員会から概ね「適切」との回答を得ているが、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることを「認識している」土地所有者は、約 4 割にとどまっており、また森林組合・農業委員会への調査では土地所有者の所有する土地が、水資源保全地域に指定されていることを「認識している」との回答は約 3 割、「認識していない」との回答は約 3 割、「分からない」との回答は約 3 割で、「認識していない」と回答した団体からは、「土地所有者への説明が不足している。」や「道外などの不在地主への説明が不足している。」との理由が挙げられている。

なお、水資源保全地域内の土地所有者は、約 6 割が水資源保全地域以外に居住（所在）し、このうち約 7 割は道外に居住（所在）している。

- また、水資源保全地域の指定状況について、北海道水資源保全審議会委員（以下「審議会委員」という。）からは、地域指定に至っていない市町村もあることから引き続き、「地域指定の拡大と推進が必要」との意見や、条例施行後 5 年間での指定面積に着目し、「効果があった。」との意見がある。

(課題)

- 平成 26 年度以降水資源保全地域の新規指定を促進するため、地域指定の検討を行っている市町村に出向き意見交換を行うなど、水資源保全地域の指

※ 水資源保全地域が所在する 59 市町村及び他市町村内の区域の提案を行った 1 市町村を加えた 60 市町村。(以下本書内同じ)

定の拡大に向けて取組を進めているが、未だ地域指定の提案に至っていない市町村もある。

- ・ 現在、提案を検討中の市町村の多くは検討の初期段階にあるが、表流水を水源とする地域では対象区域が広大となり、指定検討区域が複数の市町村にわたるなど、市町村間での調整が必要となっている。
- ・ 土地所有者には、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることが十分認識されておらず、また道外居住（所在）者などの不在地主も多く、制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあると考えられる。

（２）土地に関する権利の移転等の届出（事前届出制）

（取組状況等）

- ・ 平成24年度から28年度までの5年間で、届出件数は80件となっており、地域指定数の増加に伴い各年度における届出数は増加傾向にある。
- ・ 届出のあった80件について、届出期限である土地取引行為の3ヶ月前までに届出があったのは32件、土地取引行為までの3ヶ月以内に届出があったのは12件、土地取引行為後に届出があったのは36件となっている。
- ・ また、届出のあった80件のうち、道外の土地所有者からの届出は25件であり、届出期限である土地取引行為の3ヶ月前までの届出は14件、土地取引行為までの3ヶ月以内の届出は3件、土地取引行為後の届出は8件となっている。

表 3 事前届出等の状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28	合計
事前届出件数	2	6	7	10	7	32
遅延届出件数		3	1	5	3	12
事後届出件数	1	4	8	8	15	36
合計	3	13	16	23	25	80

表 4 事前届出等の状況（表3のうち道外土地所有者分）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	合計
事前届出件数	2	2	2	5	3	14
遅延届出件数		1		2		3
事後届出件数		1	2	3	2	8
合計	2	4	4	10	5	25

注) 事前届出：土地取引行為の3ヶ月前までの届出
 遅延届出：土地取引行為までの3ヶ月以内の届出
 事後届出：土地取引行為後の届出

- 道では、国土利用計画法に基づく土地売買等届出や毎年度実施している水資源保全地域台帳の整理により水資源保全地域内の届出のない土地取引行為の補足に努めており、こうした土地所有者に対しては届出を促しているが、平成25年度から28年度までの4年間で57件の届出がない土地取引行為が確認され、このうち35件は道外居住（所在）の土地所有者のものとなっている。

なお、この57件に対しては、「北海道水資源の保全に関する条例に係る事務処理要綱」等に基づき届出するよう指導を行うとともに、対象の土地が適正な土地利用を著しく妨げていないことを現地において確認し、新たな土地所有者に対して適正な土地利用に当たっての助言を実施した。

表 5 届出のない土地取引行為の状況

区分	H25	H26	H27	H28	合計
届出のない土地取引行為件数	1	9	20	27	57
うち道外土地所有者分	(1)	(5)	(11)	(18)	(35)

- 事前届出制については、地域指定のある60市町村、関係団体、森林組合、農業委員会及び土地所有者から概ね「適切」との回答を得ているが、一方で事前届出制を「認識している」土地所有者は約3割にとどまっており、また市町村からは「土地所有者の事前届出制の理解不足」や「事前届出制の周知不足」との意見がある。
- 審議会委員からは、「事前届出制は本条例の根幹をなすものであり、道による土地所有者等への周知・広報はもちろんであるが、土地所有者にとって身近な自治体である市町村の積極的な関与が重要」との意見がある。

(課題)

- 土地所有者には、水資源保全地域指定の際及び所有者が変更となった際に、事前届出制を含む条例の趣旨等を周知しているところであるが、特に道外に居住（所在）する不在地主には、制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあると考えられる。
- 土地所有者には、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることが十分認識されていないことから、届出がない土地取引行為や事後届出が生じているものと考えられる。

(3) 普及啓発の取組

(取組状況等)

- ・ 水資源の重要性に係る道民等に対する周知啓発については、8月の「水の週間」に合わせて「水の作文コンクール」の実施やポスターの配布等を行うほか、道内市町村においても、各種の啓発を実施している。
- ・ また、条例に係る水資源保全地域や届出の重要性の理解を促進するためホームページでの制度周知をはじめ、制度周知用のポスターやリーフレットを作成し、市町村や関係団体に配布し、常時啓発を行っている。
なお、水資源保全地域内の土地所有者に対する制度の周知については、水資源保全地域指定の際及び所有者が変更になった際に事前届出制を含む条例の趣旨等の通知文やリーフレット等により周知に努めている。
- ・ 条例に関する普及啓発については、条例の趣旨や手続等の道民等の認知度を調査したところ、市町村や関係団体からは「理解、浸透している」との回答は約4割にとどまっている。
「理解、浸透していない」と回答した市町村からは、「リーフレットやパンフレットを活用した取組が不足している。」や「市町村の実態把握や制度・手続きの説明等の取組が不足している。」との理由が挙げられている。
- ・ また、土地所有者からは、所有する土地が、水資源保全地域に指定されていることを「認識している」との回答は約4割、土地売買の際に届出が必要となる事前届出制を「認識している」との回答は約3割となっている。

(課題)

- ・ これまで、ホームページでの制度周知、ポスターやリーフレットを作成し関係団体等への配布を行ってきたが、十分な効果が得られていない状況にあると考えられる。
- ・ 特に土地所有者には、水資源保全地域指定の際及び所有者が変更となった際に、事前届出制を含む条例の趣旨等の通知文やリーフレット等により周知しているところであるが、道外居住（所在）者などの不在地主には、制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあると考えられる。

5 水資源保全推進事業（交付金事業）の状況

- ・ 市町村における水資源保全地域内の土地の公有地化を支援する「水資源保全推進事業（交付金）」については、平成24年度から28年度までの5年間で7市町に対し12,330千円を交付し、交付対象面積は約157ヘクタールとなっており、市町村による公有地化の取組を支援している。
- ・ 水資源周辺の土地の公有地化については、地域指定のある60市町村で、今後交付金の活用を予定している市町村は1団体、活用を検討している市町

村は4団体であり、また地域指定のない119市町村では、活用を検討している市町村は2団体となっている。

- ・ アンケートでは、水資源保全推進事業（交付金事業）の制度について、地域指定のある60市町村では約8割の団体が「適切」との回答を得ており、また地域指定のない119市町村では、約7割の団体からこの制度が「必要である」との回答を得ている。
- ・ また、審議会委員からは、「活用実績もあり、必要性も認められていることから継続した取組が必要」との意見がある。

6 今後の取組の方向性

（1）地域指定の拡大に向けた取組

- ・ 地域指定については、今後地域指定の必要性があるとの判断から、指定に向けて検討中の市町村は、11市町村（16地域）。
- ・ こうした市町村の多くは、検討の初期段階にあり、情報の整理や収集の段階にあるが、表流水を水源とする地域では対象地域が広大となり、指定検討区域が複数の市町村にわたるなど、市町村間での調整が必要となっている。
- ・ 道としては、今後とも地域指定の拡大を基本に、市町村の検討状況に応じて継続的に必要な助言を行うとともに、他市町村との協議を要する地域については、提案に向けた協議を促進するための調整を図る。

（2）土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組

- ・ アンケートでは、条例の趣旨、地域指定や事前届出制などの制度について、概ね「適切」との回答を得た一方で、土地所有者や道民等への理解が十分に浸透していない状況にあると考えられることから、今年度改訂をする土地利用基本計画※に水資源保全地域を新たに表示するとともに、市町村や関係団体と連携を図り、道民等の理解をさらに深めるための啓発に努める。
- ・ 水資源保全地域内の土地所有者に対しては、水資源保全地域指定の際及び所有者が変更になった際に、事前届出制を含む条例の趣旨等を通知文やリーフレット等により周知しているが、指定後相当の期間が経過している地域もあることから、改めてダイレクトメールなどによる土地所有者への直接的な周知を実施する。
- ・ また、届出のない土地取引57件のうち35件が、道外居住（所在）の所有者であることから、道と同様な水資源保全に関する条例を有する他県との連携や土地取引に関係する全国的な団体などを通じた周知など、道外居住（所在）の土地所有者への効果的な普及啓発の方法を検討する。

※ 国土利用計画法第9条に基づき、北海道における適正かつ合理的な土地利用を図るために知事が策定する計画。

(3) 水資源保全推進事業（交付金事業）の取組

- ・ アンケートでは、水資源保全推進事業（交付金事業）の制度について、「適切」、「必要である」と回答を得ているところであるが、市町村が水源周辺の土地を取得するに当たり、現行制度上、地方債（地域活性化事業債）の対象となるのは、地球環境保全の見地からの森林取得などに限定されている。
- ・ 道としては、市町村による公有地化の取組を推進するため、必要な予算の確保に努めるとともに、森林以外の土地の取得についても地方債の対象とするなど財政支援措置の充実・強化について、引き続き国に要望していく。

水資源の保全をより実効性のあるものとするためには、水資源保全地域を拡大し、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことが重要であり、道としては、引き続き条例に基づく取組を推進するとともに、条例の効果的な運用に努めていく。

關係資料

北海道水資源の保全に関する条例

(平成 24 年北海道条例第 9 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 9 条)

第 2 章 水資源の保全に関する基本的施策 (第 10 条—第 15 条)

第 3 章 水源の周辺における適正な土地利用の確保 (第 16 条—第 25 条)

第 4 章 北海道水資源保全審議会 (第 26 条—第 32 条)

第 5 章 雑則 (第 33 条)

附則

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれており、四季の変化が明瞭な気候の下で、清らかな水が育まれ、蓄えられている。

水は、全ての生命の源であり、私たちが安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。

私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。

世界的に水資源の希少性が高まっている中で、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(道民の責務)

第7条 道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

(国との連携等)

第9条 道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 水資源の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源をかん涵養する機能の維持増進を図ること。
- (2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。
- (3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。
- (4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(森林が有する水源を涵養する機能の維持増進)

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進)

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民等の理解の促進)

第13条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水資源の保全のための適正な土地利用の確保)

第14条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保

(基本指針)

第16条 知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水資源保全地域に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水資源保全地域の指定)

- 第17条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。
- 2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。
- 4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。
- 5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 指定の区域に関する基本的事項
- (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項
- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。
- 9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。
- 10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

(基本指針等の周知)

- 第18条 道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針（以下「基本指針等」という。）の周知に努めなければならない。

(基本指針等への配慮等)

- 第19条 水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。
- 2 知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため

必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

- 3 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第 20 条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（権利取得者が未定である場合は、その旨）
- (2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日
- (3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積
- (4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第 17 条第 1 項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して 3 月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の 3 月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 知事は、第 1 項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 知事は、第 1 項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合に

において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

6 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

7 第5項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

8 第1項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。
(報告又は資料の提出)

第21条 知事は、前条、次条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第22条 知事は、第20条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第8項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(公表)

第23条 知事は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第24条 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第25条 市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第20条から第23条までの規定は、適用しない。

第4章 北海道水資源保全審議会

(設置)

第 26 条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 9 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 29 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 水資源の保全に関する知見を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

